

社会福祉法人きらりの森 役員等の報酬等の規程

第1条 役員等（評議員、理事及び監事を言う。以下同じ）の報酬（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当を言う。以下同じ）は、無報酬とする。

第2条 役員等に、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料その他の経費（以下「費用」という。）を別表1により支給することができる。

第3条 費用は、その発生の都度、通貨で直接役員等に支給する。ただし、当該役員等の預金又は貯金の口座への振込みの方法により支給することができる。

別表1

支払い対象	支払い事由	日当 (交通費含む)
非常勤役員・評議員	監査（本監査・実地監査立会い）1回につき 理事会・評議員会出席 1回につき	6,000円

附 則

1 この規程は、2018年3月13日から施行する。

2020年1月14日 一部改正